

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5004	5004001			z12001	文部科学省	文化財保護法第93条第2項、第184条第1項第6号、文化財保護法施行令第5条第2項	本発掘調査の要否を判断する権限は、文化財保護法の改正により平成12年4月1日に地方へ委譲され、都道府県等の教育委員会にあります。	e		本発掘調査の要否を判断する権限は、地方への権限委譲により、都道府県等の教育委員会にあるため、文化庁が判断することは適当ではないと考えます。		五名市	1	A	文化庁の発掘調査基準の見直し(破壊、再考)	根拠法令中の「記6(1)中」この二点についての、以下を削除する。 「通知」の別紙2中(1)及びを削除する。 現次長通知に基づき作成された各地方ブロックの「発掘調査基準」中の「基本事項」を廃止する。 今後は、「開発行為に係る埋蔵文化財は、発掘その他直接土砂を動かす行為の外は、いかなる場合であっても発掘は行わず、原位置保存とする。」に改める。	計画段階で埋蔵文化財を破壊しない設計図を作成できる。 文化財発掘に伴う試掘費用、本調査費用等開発者にとっても経費の節減ができる。 埋蔵文化財担当者も文化財保護法の本来の目的である文化財の保護と活用に向かわせることができる。 埋蔵文化財の保護と活用が明確化されるため、開発者と埋蔵文化財担当との開発行為における事前協議が円滑にできるため、目的達成に当たり時間短縮が図られる。	根拠となる法令等は、平成6年7月の「規制改革に関する閣議決定」及び「平成7年総務庁による動告」に基づいて文化庁次長から各都道府県教育委員会に通知されたものである。この文化庁の趣旨は、規制改革に沿った通知の一面もあるが、むしろ後退し規制の強化になっている。各ブロックの方針は、総務庁動告の趣旨に反し、発掘すべき基準を引き上げ、その結果発掘件数の増大につながっている。この中には土中保存や現地保存が可能であるにも関わらず、発掘により破壊された多くの遺跡が含まれる。そこで、これらの遺跡を保存し、かつ開発行為者の経費負担の軽減を可能とするために規制の改正による文化財の現地保存を求めるものである。	平成10年9月29日付付行保記第75号「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化について」通知；中の「記6(1)」による別紙2中(1)及び「上記に基づいて作成された平成14年3月31日付け「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」ほか各地方ブロックの調査基準の内(別紙4)調査基準。	文化庁	添付資料1:要望理由書 添付資料2:平成10年9月29日付行保記第75号文化庁次長から各都道府県教育委員会教育長へ通知長あて通知 添付資料3:平成14年3月31日埋蔵文化財保護対策等九州地区協議会「九州地区埋蔵文化財発掘調査基準」検討結果報告書
5009	5009003			z12002	文部科学省	著作権法第13条	著作権法第13条において、憲法その他の法令(同条第1項第1号)、国や自治体等が発する告示、訓令、通達その他これらに類するもの(同項第2号)、裁判所の判決等(同項第3号)等は権利の対象とならないことが規定されています。	d		著作権法においては、著作権の定義として、「思想又は感情を創作的に表現したものであって、文芸、学術、美術又は音楽の範囲に属するもの」(同法第2条第1項第1号)としており、単なる事実やデータのようなものは、そもそも著作権法の保護の対象とならないとされています。 また、同法第13条第1項第2号においては、国若しくは地方公共団体等が発する告示、訓令、通達その他これらに類するものは権利の目的とならない著作物としています。 「国の機関が業務上作成したのものについて、あたかもその機関の占有物として著作権を主張するのは不当」とのご意見ですが、ご指摘のJISQ14001の円滑な取扱いについては、当該規格を制定している省庁とご相談いただく必要があると考えます。		特定非営利活動法人 環境SO自己宣言 相互支援ネットワークJAPAN	3	A	国が著作権を有する著作物に係る規制緩和	国家規格のように普遍的に使用される国の著作物については著作権法第13条という「権利の目的とならない著作物」として扱われるよう緩和を要望します。	当団体は「介護・福祉サービスの質の自己評価・情報開示支援ソフト」を全国におよそ4万の事業所を有する介護福祉業界に普及させることを計画し、このソフトは国家規格JISQ14001を掲載することを考えています。	国の機関が業務上作成したのものについて、あたかもその機関の占有物として著作権を主張するのは不当と思われるからです。 左に掲げるソフトは開発中ですが、これにJISQ14001規格を記載し、利用者が参照できるようにする予定です。	著作権法第13条	文化庁	添付資料なし
5036	5036001			z12003	文部科学省	専門職大学院 第2条 専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね3割以上は、専攻分野におけるおおむね5年以上の実務の経験を有し、かつ、高度の実務の能力を有する者とする。 2 前項に規定するおおむね3割の専任教員の数の3分の2を乗じて算出される数の範囲内は専任教員以外の者であっても、1年につき6単位以上の授業科目を担当し、かつ教育課程の編成その他の専門職学位課程を重(組織)の運営について責任を担うもので足りるものとする。	c		現行制度における専門職大学院の教育課程については、一定の実務の経験を有する教員(以下実務家教員という)の割合を「3割程度以上」としてありますが、多様な分野で設置される専門職大学院において一律に設定される最低基準としての割合は、必然的に低めに設定が必要があることを勘案しながら、中央教育審議会での検討を経て定めたものです。このため、多くの実務家教員を確保する必要性の高い分野の専門職大学院において3割以上の実務家教員を配置することは、各大学の判断により、現行制度においても可能です。 また、学生が充実した学習を行うことができるためには、当該大学における教育研究の中心となつて、その職務に相当程度専念する専任教員を一定数以上確保することが必要であると考へており、大学設置基準においても、原則として「専任教員は、専ら前項の大学における教育研究に従事するものとする」とされているところです。その中でも専門職大学院は、例えば、一般に「ソクラテス・メソッド」と称されるような、教員の質問と学生の回答の反復という双方向の議論を中心に進められる授業形態など、高度で実践的な教育を行うのに適切な教育方法をとる教育機関でもあり、こうした専門職大学院の趣旨や授業方法に照らして考えれば、当該専門職大学院における教育を担当するにふさわしい高度の教育上の指導能力があると認められる者を専任教員として必要数以上に置き、これらの専任教員による直接の指導を中心に、きめ細やかな指導をすることが特に必要であると考へています。ご指摘の「みなし専任教員」については、制度の発足期であることも背景に、こうした実践的な教育を行うためには、専攻分野の最新の実務を熟知している実務家を教員として任用することを促すことが必要であるということから、年間6単位以上の授業科目を担当する者であるなど、一定の要件を満たせば、専任教員としての要件を必ずしも満たさなくても、専任教員との同等性が確保できるとして、例外的に専任教員に算入することができることとしているところですが、この要件をこれ以上緩和することは、上記で述べたような専門職大学院における専任教員を中心とした教員組織の編成という趣旨を没却するものではないかと考へています。		個人	1	A	専門職大学院における専任教員要件の緩和	平成15年文部科学省告示第53号第2条を改正して専門職大学院におけるいわゆる実務家教員の必要義務は「専攻ごとに置くものとされる専任教員の数のおおむね5割程度(第1項)とし、みなし専任教員の要件を「一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を重(組織)の運営について責任を担う者」(第2項)とされた。	専門職大学院は「高度の専門性が求められる職業を担うための深い学識及び卓越した能力を培うことを目的」として学校教育法第3条第9号に委任される専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省令第16号)によって設置される学位課程である。同省令は11わけ程度とするべきである。さらに、実務家教員の指導機会をより確保するために、みなし専任教員の要件を「一年につき四単位以上の授業科目を担当し、かつ、教育課程の編成その他の専門職学位課程を重(組織)の運営について責任を担う者」とする要件に変更する。年間6単位の授業科目を担当することは、一週間に2日程度の授業を担当することを要請するものであり、実務家教員が現在の実務につきながら指導することが困難な要件である。実務家教員の多くは実質的に数年の間、実務から離れて指導に専念しなければならぬのが現状であり、この規制が実務家教員を確保することを難しくしている。しかし、学生のニーズとしては、より多くの実務家教員が指導に当たることが望ましく、また専門職大学院の目的にも資するものである。この要件を緩和することで、実務家教員のなり手が増加すれば、多様な実務家による講義の機会が確保できるだけでなく、現行大学院を併任する教員の実質的な負担軽減につながり、よりきめ細かな教育研究活動が確保できるものと考えられる。	学校教育法第3条、第89条・専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文部科学省令第16号)第5条、附則「大学院設置基準」第9条、13条・平成15年文部科学省告示第53号(専門職大学院に關し必要な事項について定める)の件「第1条、2条	文部科学省			

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管官庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5036	5036002			z12004	文部科学省	専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令)	専門職大学院の専任教員は学部、修士課程、博士課程の専任教員に算入することができません。ただし、平成15年度まで、専門職大学院の専任教員の3分の1までは学部、修士課程、博士課程に専任教員に算入できるとし、博士後期課程についてはすべての専任教員について算入することができます。	c	-	本規定は、専門職大学院の教員数に算入できる教員について規定されているものであり、各大学の判断により、実際に教員が学部や修士課程、博士課程の授業を担当すること、もしくはしないことを妨げているものではありません。 専門職大学院においては、高度専門職業人養成に特化した教育を行うことから、課程の独立性を確保する必要があります。そのため、必要とする専任教員は、他の学部や修士課程、博士課程の必要とする教員数に算入できません。しかしながら、制度の発足時においては、教員の確保が困難を伴うなかで教育の質を確保することが必要であることから、当面10年間は専門職大学院の必要教員数の3分の1の教員については、学部、修士課程、博士前期課程において必要とされる教員数に算入できるとし、また、専門職大学院の必要教員数の全てを、博士後期課程において必要とされる教員数に、算入することができる経過措置を設けてあります。 このような経過措置を短縮し解消するためには、既設の専門職大学院において教員の確保に影響がないことが必要ですが、前述のような事情があるため、これを直ちに解消するのは困難です。	-	個人	2	A	専門職大学院における経過措置の見直し	平成15年文科科学省告示第53号附則第2項の適用期間を短縮し、修士課程担当教員と博士課程担当教員の区別を廃し、一律に3分の1までとされたい。	専門職大学院設置基準は第5条において専門職大学院の専任教員は現行の大学院を専任とする教員と併任できないことになっている。しかし、同基準は同時に附則第2条において10年間の経過措置を認め、既存の大学院修士課程を担当する教員の3分の1、博士課程を担当する教員の全部を併任することができるとしている。	専門職大学院の趣旨を達成するため、文部科学省は2003年3月28日付けの「大学設置基準等の一部改正及び専門職大学院設置基準の制定に関するパブリックコメントの結果について」において、「専門職大学院は、その教育目的が修士課程、博士課程の教育目的と異なることから、その運営には一定の独立性を確保することが必要であり、そのため、教員組織について、設置基準上必要とされる数の教員は、他の学部や大学院の教員と兼ねることができないこととしていす。」としている。しかし、専門職大学院設置基準では、附則において平成15年度までの長きにわたって専門職大学院の専任教員を従来の研究科教員と併任できるとしており、また実際に併任するケースが多い。そのため、専門職大学院において教員の過重負担が発生しており、教員自らの研究活動ともあわせて、学生に対する十分な教育指導が行いにくい状況に在る。専門職大学院にあっては、その目的に適合した高度の専門職業人を養うために必要なカリキュラムを実施するために十分な時間を確保する必要があり、現状における教員の過重負担を軽減すべく、他の学部や大学院に併任する教員の割合を削減し、いわゆる実務家教員の割合を高める施策を早急に実現すべきである。また附則同条では修士課程担当教員と博士課程担当教員を区別しているが、現行大学院においては修士課程担当教員と博士課程担当教員の区別は前者が「その担当する専門分野に高度の教育研究上の指導能力があると認められる者」とされるのに対して後者が「その担当する専門分野に、極めて高度の教育研究上の指導能力があると認められる者」とされるものに留まる。(大学院設置基準第9条)しかし、専門職学位課程は修士課程相当の課程であり、また、現在、専門職大学院を設置する大学においては両者の区別はほとんど適用されておらず、本附則において区別する理由がない。本規定は、専門職大学院が本来補充すべき専任教員の員数を既存の大学院担当教員で補充し、専門職大学院の趣旨を達成することが困難な体制であるにもかかわらず開設を行う大学院の増加を招いているため見直しが必要である。	学校教育法第3条、8条、89条・専門職大学院設置基準(平成15年3月31日文科科学省令第16号)第5条、附則・大学院設置基準第9条、13条、平成15年文科科学省告示第53号(専門職大学院に關し必要な事項について定めるの件)第1条、2条	文部科学省	
5039	5039001			z12005	警察庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省		日本に在留する外国人の子供の教育機会を確保するに当たっては、我が国の学校への就学が可能となっているほか、不就学外国人児童生徒支援事業などの施策が講じられています。	e	-	要望されている内容のうち、日本に在留している外国人の子供の就学機会や本人の日本語学習機会については、特段規制は存在しないと考えます。なお、一般的に外国人児童・生徒に学習の機会を確保する方策については、今後、地方自治体等の関係者と連携を図りつつ、国、地方自治体、企業等関係者のコスト負担のあり方にも留意しつつ、政府全体で幅広く検討を行っていく予定です。	-	外国人集住都市会議 座長 四日市市長 井上哲夫	1	A	在留資格の変更、在留期間の更新および永住者の在留資格への変更の際の在留管理の適正化	在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」の在留資格への変更には、外国人が就労している場合、雇用・労働条件に法令違反がなく、社会保険に加入していること、国税及び地方税の滞納がないこと、学齢期の子どものいる場合その子どもが就学していること、在留資格によっては日本語能力の程度、などを審査項目に加え、それらの実施状況を正確に把握できる体制を整える。これらの実施が不十分又は法令違反がある場合、在留資格の変更又は在留期間の更新並びに「永住者」への在留資格への変更を留保し、市区町村や関係機関と連携して、その是正を図る。子どもの就学や日本語能力の程度を審査項目に加える場合、すでに日本に在留している外国人に、子どもの就学の機会や、本人の日本語学習機会を十分に提供するために、国の責任において必要な環境を早急に整備する。	[規制の現状] 在留資格の変更又は在留期間の更新を受けようとする外国人は、法務大臣にこれを申請することができ、法務大臣は、当該外国人の提出した文書に基づいて、在留資格の変更を適当と認めるに足りる相当の理由があるときに限り、これを許可することができる。また、在留する外国人が、「永住者」の在留資格への変更(特別永住者を除く)を希望する場合、法務大臣は、素行が善良であること及び独立の生計を営むに足る資産又は技能を有すること並びにその者の永住が日本国の利益に合すると認めるときに限り、これを許可することができる。なお、素行が善良であることを証明するために、国税の納付証明書の提出が義務付けられている。 [要望理由] 日本に在留する外国人の権利を保障し、同時に義務の履行を図ることは、多文化共生社会を形成するために欠かすことのできない条件である。しかし、国内に合法的に在留しているが、その資金・労働条件が労働関係法令や出入国管理関係法令に定める条件を満たしていないかどうかはチェックされず、社会保険加入、国税及び地方税の納入などの義務を十分に果たしていない場合がある。学齢期の子どもが就学を保障することは、保護者や受入国にとって義務的なものであり、これら十分に果たされていない。また、「永住者」の在留資格を取得した外国人が、社会保険に加入していない場合は少なくない。地方税の滞納についてもチェックされていない。さらに、日本語が不十分な場合、日本の各地域社会において、住民と共に暮らすことが困難になっており、在留資格によっては、日本語能力を証明することも必要であると考えられる。これらの実現のために、在留資格の変更・更新及び「永住者」の在留資格への変更にあたって、法務省出入国管理局と市区町村及び関係行政機関は、「共用データベース」の構築などを通じて効果的かつ効率的に連携することが必要である。	出入国管理及び難民認定法第20条、21条及び22条、永住許可に関するガイドライン(法務省) 入国管理局平成18年3月31日)、地方自治法第10条	法務省出入国管理局、総務省自治行政局、自治税務局、厚生労働省職業安定局、厚生労働省労働基準局、厚生労働省年金局、厚生労働省健康政策局、文部省大臣官房、文部省初等・中等教育局、財務省主税局、総務省自治行政局		
5057	5057139			z12006	全庁	文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第22号) 別記第二号製造請負契約基準 (権利義務の譲渡等) 第四 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。	c	-	平成14年5月から売却債権担保融資保証制度を利用する場合における債権譲渡禁止特約の部分解除を実施し、さらに、平成18年度からその譲渡対象者の範囲等の拡大を措置したところである。	御要望は、政府全体としての方針に関わり、また当省においてその取りまとめを担当するものではないため、現時点で、当省として単独での回答は困難です。 なお、当省においては、平成18年度から債権譲渡禁止特約の部分解除の適用範囲(譲渡対象債権及び譲渡対象者)を拡大する措置を講じています。	-	(社)日本経済団体連合会	139	A	国・地方公共団体向け金銭債権の証券化に係る譲渡禁止特約の解除	各省庁・地方公共団体向け金銭債権につき、速やかに譲渡禁止特約を廃止すべきである。そのため、各省庁共通のルール(譲渡先が金融機関の場合は債権譲渡禁止特約の適用除外とする。事前承認手続を大幅に簡素化する。債権譲渡に対する取扱いを統一する)を策定し、売買契約・譲渡契約に反映すべきである。地方公共団体についても同様の統一取扱いすべきである。	資産流動化を促進する上で、債権譲渡禁止特約の存在が阻害となっている。債権譲渡禁止特約の廃止に向けて、各省庁、地方自治体が共通ルールの下で着実に取り組むことが求められる。		全庁、地方公共団体	国の機関及び地方公共団体向けの金銭債権については、譲渡禁止特約が付けられていることが多く、当該金銭債権の証券化等を行うことができない。近年、一部の省庁においては事前に承認を得ることにより譲渡を認めたり、特定の譲渡先については債権譲渡禁止条項適用の例外とする等、企業における売却債権を活用した資金調達の支援・促進が図られている。しかしながら、依然として省庁による対応のバラつき、事前承認手続の煩雑さ、不透明さ等の問題が残されている。	

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5057	5057183			z12007	文部科学省		放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条、同法別表第1、第2			放射線発生装置の許可使用者は、第一種放射線取扱主任者免状を有する者から放射線取扱主任者を選任し、文部科学大臣に届出なければならないとされています。		(社)日本経済団体連合会	183	A	放射線取扱主任者の選任規定の緩和	第二種放射線取扱主任者に10メガベクレル以下の電子加速器を扱うことを認めるべきである。	近年の技術発展により、小型加速器については、第二種放射線取扱主任者でも問題なく活用できるようになっている。つまり、X線発生装置の場合は装置自身が中性子で放射化してしまう為に装置自身の法規制が必要であるが、電子線の場合は、電子線発生装置単体では中性子を発生しないので法規制の対象とする必要は低く、二種主任者が問題なく取り扱うことができる。 電子加速器については、工業分野、医療分野、環境分野など様々な利用が進んでいる。 電子線については材料の改質、食品照射、医療器具の滅菌、X線ラジオグラフィ、非破壊検査、がん治療などの医療分野、排煙中の窒素酸化物や硫黄酸化物の除去などでの利用が広がっている。また、放射光については、物性の研究、たんぱく質の構造解析、微量元素分析などで用いられる。わが国の放射線利用の経済規模は約6兆円であり、今後も様々な応用が期待されている。中でも利用目的に最適化した小型加速器については、近年その利用が拡大しつつあり、第二種放射線取扱主任者がこれを取り扱うことが出来るようにすることによって利用に弾みがつくことが期待されている。	放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条 放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条	文部科学省 学術政策局 原子力安全課 原子力規制室	放射性同位元素又は放射線発生装置の使用、販売業者、貸業者及び廃業者は、放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則第30条に定める区分に従い、放射線取扱主任者を選任しなければならない。(放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律第34条)	
5057	5057230			z12008	総務省、文部科学省		著作権法上、「有線放送」、「自動公衆送信」は以下のとおり定義されています。 「有線放送」(第2条第1項第9号の2) 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。 「自動公衆送信」(同項第9号の4) 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいう。 「IPマルチキャスト放送」は、IP局内装置までは「同一内容の送信」が行われていますが、局内装置から各家庭までの送信は、各家庭からの「求めに応じ自動的に行う」ものであることから、著作権法上の「自動公衆送信」に該当すると考えられます。			今回いただきましたご要望は、電気通信役務利用放送事業者が行う「IPマルチキャスト放送」に関する「私権」である著作権の扱いの明確化に係ることである。ご要望事項は「規制」に関するものではないと思われず、なお、ご要望事項については、現在、すでに文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において検討が行われており、「放送の同時再送信」部分については、平成18年末には、IPマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信が開始される予定であり、予め権利関係を明確化しておくことが必要であると考えられることから早急に「有線放送」と同様の取扱いとすべきであるとされました。また、「自主放送」についても審議を行いました。ア)著作権隣接権の付与の可否など論点が広範囲にわたること、権利が制限されることとなる実業者等の理解を得る必要があること、イ)W/P/Dで検討されている放送条約案の検討状況や、今後の通信・放送の融合に係る放送法の見直しを検討状況、IPマルチキャスト放送の実態を見極める必要があることから、直ちに制度改正を行うことはできず、今後、引き続き検討を行った上で結論を得るべきとされたところ。自主放送部分については、今後も、関係府省と協力しつつ検討を行いたいと思えます。		(社)日本経済団体連合会	230	A	IPマルチキャスト放送の著作権法上の位置付けの明確化(新規)	電気通信役務利用放送事業者が行うIPマルチキャスト放送の位置付けを早期に明確化すべきである。IPマルチキャストの事業としては、地上波とBS放送の同時再送信のみならず、制度上は自主放送と扱われる多チャンネル放送の同時送信や自主制作番組等の送信も挙げて議論すべきである。	(*)電気通信役務利用放送のうち、衛星放送と有線テレビジョン放送については「有線放送」として運用することとされており、2005年7月の総務省情報通信審議会の第2次中間答申では、難視聴地域の伝送路として、ケーブルテレビに加えIPマルチキャスト技術による地上波デジタル放送の再送信を有効な手段として挙げていた。また、本年6月に公表された「知的財産推進計画2006」においても、IPマルチキャスト放送の著作権法上の取り扱いを早期に明確化し、2006年度中でのできるだけ早い国会に、著作権法等の改正案を提出する予定としている。 IPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスであるが、著作権法上の位置付けが明確でないことから「自動公衆送信」と解釈される。そのため、番組の「放送」に当たっては権利者の許諾を求める範囲が「有線放送」に比べ広くなることから権利処理が複雑になり、事実上、地上放送の同時再送信が実現できない。(*)	有線テレビジョン放送法 電気通信役務利用放送法 著作権法	総務省情報通信政策課 地域放送課 コンテンツ流通室 総合通信局放送部有線放送課	電気通信役務利用放送法により、通信回線を用いた放送が事業として認められ、いわゆるIPマルチキャスト放送は、通信回線を用いた「放送」サービスと位置づけられている。他方、有線電気通信設備を用いた送信が著作権法上の有線放送と解されるには、有線電気通信設備により受信者が実際に視聴しているかどうかにかかわらず、受信者の受信装置で常時、当該番組が届いていることが必要であると考えられている。この点、電気通信役務利用放送事業者が行ういわゆるIPマルチキャスト放送は、その実態として、利用者の求めに応じて初めて当該利用者に送信されることから、当時の立法趣旨等に照らし、有線放送には当たらないとの解釈があるものの、制度上の取り扱いが明確化されていない。	
5065	5065003			z12009	文部科学省		学校給食業務の運営については、文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」において、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう、各都道府県教育委員会を通じて指導しています。			これは自治体に対応すべき問題と考えます。本来、自治体では国と同様に会計の単年度原則が存在しますが、その例外的措置については現行制度でも認められています。学校給食調理業務の民間業者の契約方式については、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じて、契約方式の適正について検討すべきものと考えます。		社団法人日本コンピュータ協議会連合会 JNB総合研究所	3	A	市町村の学校給食の民間委託における入札制度の適正化	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約期間は単年度で、いくら給食の受託で高い成績を納めても、1年経れば、また、入札で委託先が変わる可能性がある。提供するサービスの質の維持、更には受託側の経営基盤の確保のため、また、サービスを行う従業員の雇用安定のため、3年以上の契約に変更するなど指導官庁として自治体に契約方式の適正化の指導を御願しいたい。	自治体の学校給食調理業務の委託入札の制度では契約期間は単年度で、いくら給食の受託で高い成績を納めても、1年経れば、また、入札で委託先が変わる可能性がある。提供するサービスの質の維持、更には受託側の経営基盤の確保のため、また、サービスを行う従業員の雇用安定のため、3年以上の契約に変更するなど指導官庁として自治体に契約方式の適正化の指導を御願しいたい。	文部省通知「学校給食業務の運営の合理化について」(1985年)	文部科学省		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革A/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5065	5065006			z12010	文部科学省		文部省通知「学校給食業務の運営の合理化について」(1985年) 学校給食業務の運営については、文部省体育局長通知「学校給食業務の運営の合理化について」において、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じた適切な方法により運営の合理化を推進するよう、各都道府県教育委員会を通じて指導しています。	d		これは自治体に対応すべき問題と考えます。民間委託入札の事務手続きについては、学校給食の実施者である各地方公共団体の教育委員会等が、地域の実情に応じて、業務の効率化が図られるよう提出様式、届け方について検討すべきものと考えています。		社団法人日本ニュービジネス協議会連合会・JNB総合研究所	6	A	公立小中学校の民間委託入札における資格審査申請書の様式統一	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査申請書には独自の様式を指定している。全国的な展開を行う給食事業者が応札資格を得るためには1000以上の様式の異なる申請書を作成しなければならず膨大な作業、費用の負担がかかっている。また、申請書は市町村に直接、出向いで届けなければならない。Eメールや郵送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、届け方についての効率化の指導をお願いしたい。	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査申請書には独自の様式を指定している。全国的な展開を行う給食事業者が応札資格を得るためには1000以上の様式の異なる申請書を作成しなければならず膨大な作業、費用の負担がかかっている。また、申請書は市町村に直接、出向いで届けなければならない。Eメールや郵送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、届け方についての効率化の指導をお願いしたい。	全国市町村の数は現在1900あり、それぞれが資格審査申請書には独自の様式を指定している。全国的な展開を行う給食事業者が応札資格を得るためには1000以上の様式の異なる申請書を作成しなければならず膨大な作業、費用の負担がかかっている。また、申請書は市町村に直接、出向いで届けなければならない。Eメールや郵送は認められていない。民間の事業運営の効率化が阻害されていると判断され、政府から自治体に、様式の統一、届け方についての効率化の指導をお願いしたい。	文部省体育局長通知「学校給食業務の合理化について」(昭和60年1月21日)	文部科学省	
5066	5066004			z12011	全省庁		文部科学省発注工事請負等契約規則(平成13年文部科学省訓令第23号) 別記第二号製造請負契約基準 (権利義務の譲渡等)第四 請負者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ、発注者の承諾を得た場合は、この限りでない。 平成14年5月から売掛債権担保融資保証制度を利用する場合における債権譲渡禁止特約の部分解除を実施し、さらに、平成18年度からその譲渡対象者の範囲等の拡大を措置したところである。	c		御要望は、政府全体としての方針に間わり、また当省においてその取りまとめを担当するものではないため、現時点で、当省として単独での回答は困難です。 なお、当省においては、平成18年度から債権譲渡禁止特約の部分解除の適用範囲(譲渡対象債権及び譲渡対象者)を拡大する措置を講じています。		社団法人リース事業協会	4	A	国・地方自治体向け金銭債権の証券化に関する債権譲渡禁止特約の解除	各省市及び地方自治体において、統一的かつ早急に債権譲渡禁止特約の解除の対象となる契約(リース契約等)及び譲渡対象者の拡大(特定目的会社等)を望む。	各省市及び地方自治体ごとに対応が異なり、引き続き、統一的かつ早急な対応が求められる。		全省庁、地方自治体		
5083	5083004			z12012	全省庁			c		御要望は、政府全体としての方針に間わり、また当省においてその取りまとめを担当するものではないため、現時点で、当省として単独での回答は困難です。 なお、一般に、政府の審議会等の種類や審議事項は多岐にわたるため、一律に公開の対象とすることは困難と考えます。		特定非営利活動法人「子どもに無煙環境を」推進協議会	4	A	政府省庁の審議会は原則的に公開(傍聴可能)とすべき	例えば厚生労働省の審議会(厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会や中央社会保険医療協議会など)は公開(傍聴可能)で、事前にホームページで広報させている。しかし、例えば財務省の財政制度等審議会たばこ事業等文科会、税制調査会などは、財務省のホームページの通関予定には掲載されているが、非公開となっている。これら審議会等は、公開(傍聴可能)とすべきである。	政府省庁の審議会の資料が後日(1~2週間後)そのホームページで公開され、1~2週間後には議事録が公開されているようであるが、国民が審議情報の詳細を知るには余りタイムラグがあり過ぎる。マスメディアにのみ公開したり、会後、審議会長が記者発表や会見をする場合もあるが、あわせて公開(傍聴可能)を制度化すべきである。動きが早くなっている政策決定や実施にあたって、国民の知る権利を保障し、合意形成を進めるためには、これは不可欠な制度である。		全省庁		

全国規制改革及び民間開放要望書(2006あじさい)

要望管理番号	要望事項管理番号	分割補助番号	統合	管理コード	所管省庁等	該当法令	制度の現状	措置の分類	措置の内容	措置の概要(対応策)	その他	要望主体	要望事項番号	要望種別(規制改革/民間開放B)	要望事項(事項名)	具体的要望内容	具体的事業の実施内容	要望理由	根拠法令等	制度の所管官庁等	その他(特記事項)
5085	5085002			z12013	総務省、文部科学省		著作権法上、「有線放送」、「自動公衆送信」は以下のとおり定義されています。 「有線放送」(第2条第1項第9号の2) 公衆送信のうち、公衆によって同一の内容の送信が同時に受信されることを目的として行う有線電気通信の送信をいう。 「自動公衆送信」(同項第9号の4) 公衆送信のうち、公衆からの求めに応じ自動的に行うもの(放送又は有線放送に該当するものを除く。)をいう。 「IPマルチキャスト放送」は、IP局内装置までは「同一内容の送信」が行われていますが、局内装置から各家庭までの送信は、各家庭からの「求めに応じ自動的に行う」ものであることから、著作権法上の「自動公衆送信」に該当すると考えられます。	e		今回いただきましたご要望は、電気通信役務利用放送事業者が行う「IPマルチキャスト放送」に関する「私権」である著作権の扱いの明確化に係ることであって、ご要望事項は「規制」に関するものではないと思われま。なお、ご要望事項については、現在、文化審議会著作権分科会法制問題小委員会において検討が行われており、「IPマルチキャスト放送による」放送の同時再送信については、平成18年末には、「IPマルチキャスト放送による地上デジタル放送の同時再送信が開始される予定であり、予め権利関係を明確化しておくことが必要であると考えられることから早急に「有線放送」と同様の取扱いとすべきである」との方向性が示されたところです。		KDDI株式会社	2	A	電気通信役務利用放送事業者が行う光ファイバを用いた「IPマルチキャスト放送」(以下、「IPマルチキャスト放送」)による地上放送等の同時再送信に関する著作権法上の位置付け IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信を著作権法第2条第1項第9号の2の「有線放送」と同じ位置づけにしていきたい。	IPマルチキャスト放送事業者は、電気通信役務利用放送法により、総務大臣からの登録を受け放送業務を行うことが認められている。 IPマルチキャスト放送により、地上放送等の同時再送信を実現するためには、IPマルチキャスト放送が、著作権法上の「有線放送」と位置づけられる必要があるが、現時点では、「有線放送」と位置づけられていない。	IPマルチキャストを用いた光ファイバ等の通信インフラの利用を円滑に行うために、「IPマルチキャスト放送での地上放送等の同時再送信を実現するには、現行著作権法上の「有線放送」と位置づける必要がある。 IPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信が「有線放送」と扱われれば、権利者団体等との包括的な権利処理が可能となる。しかしながら、現状の「自動公衆送信」の扱いのままでは、すべての権利者から個々に事前許諾を得る必要があり、事実上、地上放送等の同時再送信が実現できない。 なお、米国、英国、フランス、イタリア等の諸外国においても、既にIPマルチキャスト放送による地上放送等の同時再送信は実施されている。	著作権法 電気通信役務利用放送法	文化庁 長官官房、総務省 地域情報通信政策局、情報通信政策局 内閣官房(知的財産戦略本部、IT戦略本部)		